規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年三月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―二四―一四

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「第十九条の二第一項第三号及び第十九条の四第二項において」を「以下」に改める。

第十九条の三第二項中「事由が同号」を「事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号」に「前項の」を「同項の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、規則一一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年三月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一〇―一二―二〇

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第四条第五十八号を次のように改める。

五十八　株式会社地域経済活性化支援機構

附　則

この規則は、平成二十五年三月十八日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年三月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一二―〇―三七

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を次のように改正する。

第九条第九十一号を次のように改める。

九十一　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金を含む。）

第九条第百三十七号を次のように改める。

百三十七　株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）

附　則

この規則は、平成二十五年三月十八日から施行する。ただし、第九条第九十一号の改正規定は、同年四月一日から施行する。